

## 白川郷・五箇山の合掌造り集落

### 摘要

「白川郷・五箇山の合掌造り集落」は、日本では希少な事例である。日本の中部地方の険しい高山に囲まれた谷に所在し、長い間、アプローチが困難な秘境の地とされてきた。登録資産は、白川郷の「荻町」、五箇山の「相倉」及び「菅沼」の3つの集落から構成され、いずれも岐阜県と富山県にかけてまたがる庄川沿いにある。独特の住宅形式は、地理的・社会的背景に合わせて発展してきた。合掌造りは極めて特徴的な農家の形式の一つで、この土地の自然環境及び人々の生活・生業（特に養蚕）に合わせて発展してきた極めて合理的な構造を見せる。このような大規模民家には、主要構造を構成する勾配の茅葺屋根がある。合掌造り民家は群として保存され、その多くは附属屋も原型で残り、密接に関係する周辺の景観も損なわれずにいる。

### 評価基準

#### 評価基準 (iv)

「白川郷・五箇山の合掌造り集落」は、その環境及び社会経済状況に申し分なく適合した伝統的な居住地の顕著な事例である。

#### 評価基準 (v)

これらの集落では、その社会構造が物理的にも反映されており、1950年以降に日本で経済状況が急激に変化したにもかかわらず、それらが残されてきたことは極めて重要である。その結果、3つの集落は、その長い歴史における精神的・物的証拠を保存している。

### 完全性

荻町、相倉、菅沼の3つの集落は、かつて庄川沿いに広く展開した合掌造り民家が当初の位置を保ちつつ、群として継承された希少な事例である。第二次世界大戦以後、各集落の合掌造り民家の数は減少しているものの、登録資産は各集落に現存するすべての合掌造り民家を含んでおり、伝統的な概観と特徴が保持されている。さらに、道路や用水路のほか、樹木及び森林、農地などの伝統的な土地利用にも大きな変化は見られない。

荻町と菅沼から1キロ未満の場所に主要高速自動車道が走っているが、景観に与える影響については、道路沿道や法面に植栽を行い、橋梁の型式や色彩その他の保護により、資産への影響は軽減されている。

以上のことから、遺産は、全体性・無傷性の両方の観点から完全性の条件を保持している。

### 真実性

3つの集落は、それ自体が重要な歴史的物証である。11世紀から存在し、いずれの集落においても、共同体意識が強く働いている。伝統的な社会システムや生活慣習が合掌造り民家を中心とする歴史的環境を持続させてきた。環境、機能及び伝統的な管理システムという観点から、資産は高い真実性を保っている。

住民による伝統的な互助努力によって茅葺屋根が良好に保たれてきた一方、破損が大規模な保存修理を必要とする場合には、日本で長い歴史をかけて発展してきた修復の技法と理念が適用されている。この場合、伝統的な材料と技能の使用に特別な注意が払われ、新しい材料の使用は厳格に管理される。また、復原や交換においては、類例から標準化できる構成要素を考慮しつつ、憶測は最小限にとどめられる。合掌造り民家は、形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境という観点から、高い真実性を保持している。

## 保護・管理に係る要件

遺産を構成する3つの集落（荻町、相倉、菅沼）は、いずれも文化財保護法に基づき重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。この選定に当っては、保護の方針、景観の現状を変更する行為の規制、許可手続きの方法、承認される行為に対する補助制度等についての規定を含む市町村条例及び保存計画が定められた。相倉及び菅沼は、文化財保護法に基づく史跡にも指定されており、現状変更については国の許可を得なければならない。また、合掌造り民家を維持するための伝統的な互助の仕組みが住民によって現在まで継承されている。いずれの集落も、緩衝地帯は2重に設定されている。個々の資産の周囲に設定された緩衝地帯と、3集落を包含する広域の緩衝地帯である。荻町に関しては、白川村が、自然環境の確保に関する条例（1973年）を発展的に引き継ぐ白川村景観条例（2008年）を景観法（2004年）に基づき制定し、この景観条例によって全村域で開発圧力を規制している。これにより、大規模事業の実施については白川村に届け出なければならず、村は提案された事業内容が歴史的環境及び自然環境の特徴と合うものであることを確認することとされている。世界遺産の構成資産となっている荻町の周辺471.5haにおいては、白川村景観条例（2008年）によって、厳しい基準の下に保全措置が講じられている。

相倉及び菅沼の周囲の緩衝地帯は、上述の史跡のほか、富山県自然公園条例に基づく五箇山県立自然公園にも含まれ、さらにその外側の区域については南砺市の条例によって保全措置が執られている。いずれの法令も環境に与える可能性のある行為全般に対して、強い規制を課すものである。

資産の保護に対する全体的な責任は、文化庁が負うものであり、関係当局には、環境省、農林水産省（林野庁を含む。）、国土交通省、岐阜県、富山県、白川村、南砺市が含まれる。

個々の建物の管理責任は所有者にあり、あらゆる行為が保存計画の記載に従って管理されている。定期的な修理は所有者及び地域社会に根付く伝統的な互助努力によって、伝統的な技術及び材料を用いて行われており、地方公共団体及び国が財政的支援及び技術的指導を行っている。

主要な災害は火災であることから、資産を構成するいずれの集落域にも消火設備が張りめぐらされている。また、住民により消防団が結成されている。